

入祭畢て又これを送て出孝思の誠を盡にいたれども、戯にちかしとあれば、もろこしにも、かゝる事の侍るにこそ、十五日 今日を中元と云、國俗蓮葉飯を製して、來客に饗し、親戚にをくる。
○註 又きのふ父母先祖の墓を掃除し、今日墓を拜し、昨夜今宵墓前に燈籠を燃す。元令廣義に、中放、水燈といふ事侍るも、みづから家にては素食し、先祖考妣の靈牌を出して、飲食をそなへ、酒果これに似たる事なり、
 をつらねて祭る、もろこしにも又如此なるにや、夢華錄に、七月十五日、祖先を供養し、素食して墳墓を拜すとあり、これ浮屠の説に、またがひて、かくのごとし、ならはし來ること久しといふども、聖人の道におゐては、此禮義なし、正道に志ある人は、なんぞ改ざるべき。朱子のいはく、韓魏公、俗日、用浮屠設、もし又やむ事を得ずして、俗にまたがはんとらば、先祖の靈前に飲食をそなへ、墓素饌、某不用、
 前に行て拜し、墓前に燈籠をば燃すべし、先祖の靈前に食を奉るに、疎薄にして、祖先をないがし、ろにすべからず、凡今夜は世俗ごぞりて、親なき人は、墓に行て拜し、親ある人は、そのもとへゆきて、まみゆ、親ある人は、けしきうるはしく、おやなき人は、けしきうれはしくて、たのしみ悲みはるかに異なり、

〔秦山集雜著乙錄三〕益祭、神道無之、今流俗盛行之、魂祭三日之間、公卿無朝參、父母具存之公卿、結番禁

裏耳、國風忌魂祭如此、而諸家不察、可哀哉。重遠謂、家々祭祖先、我獨不然、曠闕人情、有所不忍焉、當更詳之、

〔天保度御改正諸事留七〕天保十五辰年七月八日

一町中聖靈棚之道具、御堀江一切捨申間敷候、若相背候者有之候は、御穿鑿之上、急度可被仰付

事○中

右之通、町中不殘可相觸候、

辰 七月八日

町年寄役所

〔蜻蛉日記中之中〕七月○天祿十年にもなりぬれば、よの人のさはぐま、に、ぼにのここととしごる